

デジタル・ゲリマンダーに対する日本がとるべき政策の検討

長迫智子¹

概要: 近年、国家規模でのサイバー攻撃が、単純に相手国のインフラや産業システムの攻撃に用いられるだけでなく、SNSやその他メディアでの情報戦の中に組み込まれ、各国の選挙結果に影響を及ぼすという事態に至り、民主主義に対する大きな脅威となっている。本稿では、そうしたデジタル・ゲリマンダーというサイバー空間上の選挙介入に関する事例研究を行うなかで、各国の法制度上の対策や国際的な法的課題についての考察をふまえ、各国で起きているデジタル・ゲリマンダーのような外国勢力による選挙介入が、今後、日本でも起きることを想定し、日本がとるべき対策について政策提言を行う。

キーワード: デジタル・ゲリマンダー、選挙、インテリジェンス、投票行動、SNS、公職選挙法

Considering Policies for Japan from the Perspective of Countermeasure for Digital Gerrymandering

TOMOKO NAGASAKO¹

Abstract: In recent years, some countries use global cyber attacks not just as the destructive attacks to the infrastructure systems or the industry systems, but also as the measure in the information warfare including SNS and other media which affects the election results, and it becomes the big threat to the democracy. In this paper, I study cases of the election meddling in the cyber space, i.e. "digital gerrymandering", and focus on countermeasures of legal systems and legal problems.

I suppose the election meddling by the foreign power like the digital gerrymandering happens also in Japan in the future, and make the policy recommendations to Japan about the countermeasures for it based on my considerations.

Keywords: Digital Gerrymandering, Election, Intelligence, Voting Behavior, SNS, Public Offices Election Act

1. 序論 —背景と目的—

近年、国家規模でのサイバー攻撃が、単純に相手国のインフラや産業システムの攻撃に用いられるだけでなく、SNSやその他メディアでの情報戦の中に組み込まれ、各国の世論に影響を与えることで民主主義に対する大きな脅威となっている。こうしたサイバー攻撃やフェイクニュースの流通等を通じた選挙全般への介入をデジタル・ゲリマンダーという[1]。過去の研究報告[2]の通り、デジタル・ゲリマンダーに対しては、現行の国際法上での違法性を指摘することは難しく、各国国内法で対応しているのが現状である。しかし、各国国内法においては、効果が限定的であるといった点や、表現の自由を抑圧するといった点で批判もあるのが現状である。

しかし、日本では、デジタル・ゲリマンダーに対する対策そのものが殆どとられていないに等しく、まずは国内の状況整備を検討することが喫緊の課題である。過去の報告における国際的状況を踏まえ、本稿では、デジタル・ゲリマンダーに対して日本がとるべき対策に絞って以下で論じ、提言を行う。

2. 日本がとるべき対策

本稿は法的議論を中心とした政策提言を目的としているため、

表1 とるべき対策（現代の選挙介入に対する備え）

とるべき対策	予防	極小化	事後対応
政府がとるべき対策			
選挙インフラに関するリスク評価と対策	✓		
コンティンジェンシープラン（オフライン投開票）の策定・維持		✓	
選挙介入に関する規範形成・宣言政策	✓		✓
選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート	✓	✓	
アトリビュション能力の向上と制裁オプションの整備			✓
中学校・高校でのリテラシー教育	✓		
国会がとるべき対策			
選挙介入対策のための超党派委員会	✓		✓
公職選挙法改正等による選挙介入の規制	✓		✓
プラットフォームに対する規制	✓	✓	
政党・政治団体等がとるべき対策			
候補者のサイバーセキュリティ改善	✓		
政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善	✓		
メディア・SNSプラットフォーム等がとるべき対策			
選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用	✓		
偽情報の検証機能の確立	✓	✓	
インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上	✓		
有権者・国民がとるべき対策			
情報ソースの信頼性確認	✓		
個別の情報媒体やメディアについて知る	✓		
【非推奨】ファクトチェック機関への全般的信頼	✓		

特に行政府と立法院たる国会がとるべき対策について述べることに

¹ 情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

とする。

先行研究である川口・土屋の2019年の報告書[3]では、現代の選挙介入に対してとるべき対策として、表1のような項目があげられている。いずれについても、ゆくゆくは日本でも対応すべき重要な内容であり体系的に検討されているが、このうち、先行研究では議論が不足していると思えるもので、当方が重視するデジタル・ゲリマンダーとインテリジェンス機関の親和性という論点に関わるという点や、デジタル・ゲリマンダーへの対策として優先的に取り組むべきと思われる点から、「アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備」、「法改正による選挙介入の規制」という二つの観点があると当方は考えている。

前者については、現在の日本の体制で実効的に整備できるかという点では疑問符があり、日本には、サイバーセキュリティに関する実務を担う一元的な機関が存在していないことが、これらに対する足枷となっていると筆者は考えている。そのため、デジタル・ゲリマンダーへの対策の一つとして、現行のNISCを発展的に改編・強化する形で、内閣府外局として新たに「サイバーセキュリティ庁」(Cyber Security Agency: CSA)を設置するという点を、笹川平和財団のサイバーセキュリティ庁創設に係る政策提言書[4]を土台として、自身の修士論文において提案した。

本稿では、紙幅の問題から、後者の観点に絞って議論を行う。

2.1 法改正による選挙介入の規制

2.1.1 外国人の介入に対する規制

平成25年度の公職選挙法改正でインターネットによる選挙運動が解禁された。これにより、各種SNS等を通じた当選運動・落選運動が可能となったことで、デジタル・ゲリマンダーの危険性も大きく高まったといえる。この点、政治資金規正法の外国人からの献金禁止(第二十二條の五)や、放送法の外資資本規制(第93条第1項第6号、第159条第2項第5号)のような、外国勢力の介入を防ぐ規制が公職選挙法上は明文化されていない。では、現行法上ではどういった問題があり、それを改正するためにはどういった視点が必要かを以下で論ずる。

【公職選挙法】

(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布)

第四百二十二條の三 第四百二十二條第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。))の送信(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。))により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。))の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。)のうち電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。))を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。)により、頒布することができる。

インターネット選挙運動に係る条文は上記のとおりであるが、ここにおける「インターネット等」とは、総務省公開のガイドライン[5]によれば以下が例示されている。

・公職選挙法改正により解禁されたインターネット選挙運動で利用できる媒体

- ① ウェブサイト(いわゆるホームページ)
- ② ブログ・掲示板
- ③ ツイッター、フェイスブックなどのSNS
- ④ 動画共有サービス(YouTube、ニコニコ動画等)
- ⑤ 動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)

また、「現在供用されている手段はもちろん、今後現れる新しい手段も利用できることとなる。」と付記されており、今後新しいインターネットメディアが登場した場合も、基本的には利用を認められていくと思われる。現在、インターネット選挙運動で限定されているものは、上記条文の通り、電子メールの利用(候補者・政党等に限り)のみである。

この法改正により解禁された内容は下表2のとおりである。

表2 法改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること/できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS(フェイスブック、ツイッター等) ^{※1}	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ^{※2}	△ ^{※2}	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)	×	×	×	
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動 ^{※4}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

- ※1 メッセージ機能を含む。
- ※2 著作権者(放送事業者)の許諾があれば可。
- ※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。
- ※4 「落選運動」については、附18の脚注参照。
- ※5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。
- ※6 現行どおり、規制されない。

(「改正公職選挙法(インターネット選挙運動解禁)ガイドライン(第1版:平成25年4月26日)」(インターネット選挙運動等に関する各党協議会)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf p6)

では、こうしたインターネット選挙運動をすることが出来る主

体は誰か、ということが問題となるが、これについては、ガイドライン中で以下のような質疑応答がなされている。

【問6】 ①未成年者、②外国人、③選挙犯罪により公民権停止中の者は、インターネット選挙運動を行うことができるか。

【答】

1 未成年者や選挙犯罪により公民権停止中の者は、現行法において、選挙運動そのものが禁止されており（公職選挙法137条の2第1項、137条の3）、インターネット選挙運動の解禁後も、同様に、これを行うことができない。

2 これに対し、外国人は、現行法において、選挙運動が禁止されていないため、インターネット選挙運動の解禁後も、同様に、これを行うことができる。

つまり、現行法上は、外国人による選挙運動が可能となっている。

そもそも、選挙運動とは、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものであると解すべきである」（最判昭和52年2月24日刑集第31巻1号1頁）、と判示されており、公職選挙法上は定義の記載はないものの、判例で定義されている。

また落選運動については、下記の条文がある。

（インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務）

第一百四十二条の五 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

2 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

加えて、落選運動に係る判例では、「選挙運動トハ一定ノ議員選挙ニ付一定ノ議員候補者ヲ當選セシムヘク投票ヲ得若ハ得シムルニ付直接又ハ間接ニ必要且有利ナル諸般ノ行為ヲ為スコトヲ汎称スルモ単ニ議員候補者ノ當選ヲ得シメサル目的ノミヲ以テ選挙ニ關シ不正ノ方法ニ依リ選挙ノ自由ヲ妨害スルカ如キ行為ハ之ヲ以テ選挙運動ナリト称スルヲ得ス」（大判昭和5年9月23日刑集第9巻678頁）と判示されていることから、ある候補者の落選を目的とする行為であっても、それが他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば選挙運動となるものの、何ら当選目的が

なく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為である場合は、選挙運動には当たらないと解されている。すなわち、当選目的のない落選運動が第四百四十二条のいうところの「当選を得させないための活動」にあたることとなり、インターネット選挙解禁により、こうした当選を目的としないネガティブな活動も増加することについて、一定の規制を設けたものである。

以上から、2016 米国大統領選を例にとれば、トランプ氏当選を目して支援するような活動を行うこと、また、トランプ氏当選のためにヒラリー氏落選を目した運動を行うこと、いずれも選挙運動として認められることとなる。このように、特定の選挙区で候補者が2名で争い、一方の落選がもう一方の当選に自動的につながる場合は、対立候補への当選目的がないような「当選を得させないための活動」をした場合であっても、選挙運動とみなされる可能性がある。この点の判例はないため、今後の訴訟事例を注視していく必要がある。

よって、デジタル・ゲリマンダーへの対策に係る筆者案としては、選挙運動及び落選運動のいずれについても、外国人の関与を規制するとともに、後者については、電子メールアドレス等の表示義務違反について厳正な取り締まりを遂行していくべきではないかと考える。そもそも選挙人資格がない外国人は、現行の公職選挙法の規制対象外であるとする見解もある[6]が、だからこそ、国際的な選挙情勢の変化に対応して、明文化した規制を設けるべきではないかと筆者は考えるものである。

しかしこうした提案については、選挙運動・落選運動は広義の政治活動の一環であることから、日本に在留中の外国人に対する、表現の自由の侵害ではないかとみる向きもあろう。思うに、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない」と解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。」（最判昭和54年10月3日民集第32巻7号1223頁）と判示されているところ、選挙権は公職選挙法により「日本国民」の権利であると記載されていることから（第九条、第十条）、「権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるもの」かつ「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等」であり、選挙に外国人として関与することは相当ではないのではないだろうか。

ただし、この判例自体は、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該

外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといってなんら妨げられるものではない。」として、あくまで法務大臣の裁量についての合憲性を判断したものであり、外国人の政治活動の合法性には言及していない点には注意が必要である。そうはいっても、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内と与えられているにすぎない」のであれば、選挙期間中に限り一定の制限を受けることは、受忍限度を超えているとはいえないと当方は考える。

改正案としては、第三百三十七条の三の限定条件を削除する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

↓

○改正案

(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の三 選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

加えて、現行法で関連する罰則は以下の通り。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条、第三百三十七条、第三百三十七条の二又は第三百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

現行法では、選挙犯罪により公民権が停止された者が選挙運動が出来ないと定める条文であるが、選挙権及び被選挙権を有しない外国人もこの枠内に含めるものである。こうした規制を設けたとして、実際に海外からアクセスしてくる外国人や、在留中の外国人の選挙活動をどのように取り締まるか、という実効性の点では難点はある。そもそも、第三百三十五条から第三百三十七条までに規定されている選挙運動を禁じられている者が、例えば Twitter で選挙運動を行ったとして、当該アカウントがそうした地位にある者なのかどうかの判別は現状でも難しい。この点は、規制当局側のアトリビューション能力の問題にも帰結するが、それでも、規制として明文化することで抑止効果はあると考えられ、まずは第一歩として法改正を進めるべきではないかと思料する。

2.1.2 虚偽情報への規制

デジタル・グリマンダーにみられるような、フェイクニュースの流布、なりすましアカウントや Bot アカウントによる情報の大量流布についても、法改正による対策が必要となると考える。

この点については、現行法上の対応は前述のガイドライン[7]の

内容に端的にまとまっているので下記に引用する。

【問28】 候補者側は、誹謗中傷・なりすまし対策として、どのような手段をとりうるか。

【答】

1 インターネット選挙運動を解禁する本改正が施行されると、候補者は、自らのウェブサイト等に反論のための文書図画を掲載したり、相手方のウェブサイト等に表示された電子メールアドレス等に宛てて反論のための電子メール等を送信したりするなど、インターネット等を利用する方法により反論することができるようになる。

2 これに加え、本改正では、名誉侵害情報に対処するため、ウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動用・落選運動用文書図画に関し、

① プロバイダ責任制限法の特例として、候補者等からの申出を受けた場合の同意照会の回答期間を「2日」(現行は「7日」)に短縮

② 同じくプロバイダ責任制限法の特例として、電子メールアドレス等が正しく表示されていない文書図画について、候補者等からの申出を受けて同意照会なしに削除した場合のプロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)の損害賠償責任の免責規定を追加

というプロバイダ責任制限法の特例を設けている(同法3条の2)。

3 さらに、その行為が虚偽事項公表罪(公職選挙法235条2項)、名誉毀損罪(刑法230条1項)等の犯罪を構成する場合には、捜査当局において適切な捜査が行われることが期待される。

【問30】 本改正で設けられたプロバイダ責任制限法の特例の内容如何。

【答】

1 本改正では、プロバイダ責任制限法の特例を設け、まず、プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)が、選挙運動用・落選運動用文書図画によって自己の名誉を侵害されたとする候補者等(候補者、候補者届出政党、衆・参名簿届出政党等)からの申出を受けて削除する場合において、情報発信者に対する同意照会の期間(情報発信者の回答期間)を「7日」から「2日」に短縮することとしている(同法3条の2第1号)。具体的には、当該候補者等は、その文書図画(ウェブサイト等)を管理しているプロバイダ等に対して、① 自己の名誉を侵害したとする情報(虚偽事項であっても、名誉侵害がなければ該当しない) ② 名誉が侵害された旨 ③ 名誉が侵害されたとする理由 ④ ①の情報が選挙運動用・落選運動用文書図画に記載されていることを示してその情報を削除するように申し出る必要がある。

2 また、プロバイダ等が、選挙運動用・落選運動用文書図画によって自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの申出を受けて削除する場合において、電子メールアドレス等が正しく表示されていないものについては、同意照会なしで削除しても、損害

賠償 責任を負わないとする免責規定を追加することとしている（プロ責法3条の2第2号）。具体的には、当該候補者等は、上記①～④に追加して、⑤ 選挙運動用・落選運動用文書図画に電子メールアドレス等が正しく表示されていない（表示義務が果たされていない）ことも申し出る必要がある。

【問4 1】 いわゆる「bot」を利用する場合には、どのような点に気をつける必要があるのか。

【答】

1 いわゆる「bot」と呼ばれる自動更新プログラムを用いて、ウェブサイトを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合については、当該選挙運動用文書図画は、「bot」を作成した者によって頒布されたものと評価されることとなり、「bot」作成者に表示義務がかかることとなる。したがって、例えば、ツイッターで「bot」を利用する場合には、ツイッターのプロフィール部分に「bot」を作成した者の「電子メールアドレス等」を表示する必要がある。この点、「bot」のユーザー名は、一般的には、作成者に対して連絡が取れる連絡先と評価しうるので、これを記載しておけば表示義務を果たしたといえる。

2 なお、「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示」をして「bot」を利用していると認められる場合には、氏名等の虚偽表示罪（公職選挙法235条の5）に該当する。

<関連条文>

【公職選挙法】

（虚偽事項の公表罪）

第二百三十五条 当選を得又は得させる目的をもって公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

（氏名等の虚偽表示罪）

第二百三十五条の五 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

【特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称、プロバイダ責任制限法）】

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときになければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特例）

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下

「特定文書図画」という。)に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同じ。)から、当該名誉を侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。)が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

以上のように、候補者に係るフェイクニュースの流布、なりすましアカウントや Bot アカウントによる情報の大量流布については、現行法上でもある程度の対策は打たれているように思われる。しかし、名誉侵害にあたるような虚偽情報の削除について、本人のみの通報としている点と、プロ責法では SNS 等での情報流通をすべてカバーできていないことに問題があると考えられる。

先ず、通報者については、選挙期間中の候補者本人から、上記のような情報を調査したうえで申告するというものは、内容や量によっては非常に負担が大きく、また対応スピードも十分ではないと考えられる。勿論、不当な情報削除の働きかけが無いようにすべきではあるが、欧米諸国でファクトチェック機関の設立が相次いでおり、日本でもファクトチェックイニシアチブ(FIJ)や GoHoo といった NPO が現れてきている現状にかんがみ、また電子メールの表示義務違反は第三者でも容易にチェックが可能な性質を有することから、こうした第三者による通報にも対応できる仕組みづくりが必要であると考えられる。

暫定案としては、一定程度のチェック能力を持つファクトチェック団体を通報可能な主体として認定する制度を設けたうえで、プロ責法第三条の二にある申出の主体たる「公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同じ。)」について、「候補者等若しくは名簿届出政党等若しくは所定の団体」と改正して対応することが考えられる。

どのような基準で団体を認定するのか、公職選挙法以外の法律との整合性に問題がないか、といった点について、欧米各国とも比較しながら微細な検討の必要があるが、本研究期間においては十分な調査が出来なかったため、今後の検討課題としたい。

また、公職選挙法及びプロ責法の電子通信媒体に係る射程の問題がある。先述のガイドラインで言及されている通り、公職選挙法と同時にプロ責法を改正した趣旨は、ウェブページにおける誹謗中傷等についてはプロバイダの対応に委ねるプロ責法の射程とし、他方で電子メールについては、送信者受信者間の閉じた関係のなかで誹謗中傷やなりすましがしやすく、送信先規制も難しいため、公職選挙法の規制の射程として第三者による送信自体を禁止することによって、違法行為の発生を防止しようとしたと解される。しかし大倉(2013)[8]によれば、「Facebook や LINE 等のユーザー間でやりとりされるメッセージは、ウェブサイト等に該当するとされている。このため、仮にこれらのメッセージにおける誹謗中傷が行われた場合、プロバイダ責任制限法に基づく対応を行うことになろうが、このようなメッセージは通信の秘密(電気通信事業法 4 条 1 項)の保護対象であるからプロバイダ責任制限法の規定は適用されない」という見解がなされている。また湯淺(2013)[9]によれば、「そもそもプロバイダ責任制限法は、『不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信』(2 条 1 項)を対象とするものであるところ、Facebook や LINE 等のユーザー間でやりとりされるメッセージは、受信者を特定する必要があり不特定の者に対して送信されるものではないので、電気通信事業法 4 条 1 項に規定する通信の秘密を持ち出すまでもなく、これらのメッセージにはプロバイダ責任制限法の規定は適用されないとみることも可能であろう。」と指摘している。

つまり、Facebook や LINE のユーザー間でやりとりされるメッセージは、公職選挙法上で規制を受ける電子メールでもなく、プロ責法の対象となる電気通信でもないということとなり、両法いずれの規制も受けることがない間隙に陥っているといえよう。上述の先行研究では、Facebook や LINE を例として挙げているが、「特定性・不特定性」を問題とするのであれば、Twitter や Instagram の DM や、鍵をかけたプライベートアカウントによる投稿も同じく問題とすべきであるといえよう。

これについては、公職選挙法上の電子メールの定義が「電子メ

ール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）」（第百四十二条の三）であり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律での電子メールの定義となる「特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）であつて、総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。」という規定が問題となる。

ここで、総務省令で定める通信方式とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令において「① その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（SMTP方式）」及び「② 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）」の二つが定められている。従つてこの二つの通信方式以外の通信方式を用いる Facebook や LINE などの特定ユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」に含まれると、ガイドラインでは説明している。

そこで改正案では、この「総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。」という箇所が除外されるような文言にすれば良いのではないだろうか。「特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）」のみであれば、DM 等も含めることが出来ると考えられる。

【公職選挙法】

第百四十二条の三（前略）選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（中略）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

↓

○改正案

第百四十二条の三（前略）選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（中略）のうち電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）をいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

しかし、電子メールよりも、各種 SNS やメッセージングアプリでのやりとりが一般化してきている今般、このような改正対応が時代に即しているかという疑問が残るところではある。電子メールとウェブサイト、という公職選挙法上の区分は時代遅れの感も否めず、SNS 等のプラットフォーム規制へ日本も歩みだす時機が到来しているのではないだろうか。

3. 結語

以上のように、本稿においては、日本において検討しうるデジタル・グリマンダーへの対策のうち、現行法の改正という点に絞って検討した。しかし、ロシアや中国によるハイブリッド戦の文脈にもデジタル・グリマンダーが組み込まれる昨今、こうした対策だけでは全くの不足である。サイバーセキュリティ庁の創設といったようなかたちで、日本全体の剤パーセキュリティ体制の底上げを図るとともに、ドイツやフランスが行っている事前的な SNS 規制の立法や、米国における事後的な制裁の方向性をとる大統領令の発令、ヨーロッパを中心としたプラットフォーム規制等を、日本も積極的に検討していくべきである。だが、これらの背景には、ドイツでは戦う民主主義の理念により表現の自由の位置づけが日本とは大幅に違うことなどもあり、日本でそうした規制を可能にするためには、下敷きとなる刑法ベースから大幅に見直していく必要がある。これについては、今後の検討課題として取り組んでいきたい。

謝辞 本研究についてご指導いただいた情報セキュリティ大学院大学の湯浅壘道先生、そして討論の際にご意見を頂戴した湯浅研究室の皆様、謹んで感謝の意を表す。

参考文献

- [1] 湯浅壘道. デジタルグリマンダーの法規制の可能性. 情報処理, 1999, vol. 58, no. 12, 4p.
- [2] 長迫智子. デジタル・グリマンダーの事例研究とその法的課題への一考察. 情報処理学会研究報告 電子化知的財産・社会基盤 (EIP), 2019-EIP-84(17), 1-6
- [3] 川口貴久・土屋大洋. 現代の選挙介入と日本での備え：サイバー攻撃と SNS 上の影響工作が変える選挙介入. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社.
- [4] 公益財団法人笹川平和財団安全保障事業グループ. サイバー空間の防衛力強化プロジェクト 政策提言「日本にサイバーセキュリティ庁の創設を！」. 2018.
- [5] インターネット選挙運動等に関する各党協議会. 改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン（第1版：平成25年4月26日）http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf. 5p.
- [6] 川口貴久・土屋大洋. 現代の選挙介入と日本での備え：サイバー攻撃と SNS 上の影響工作が変える選挙介入. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社. 47p.
- [7] インターネット選挙運動等に関する各党協議会. 改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン（第1版：平成25年4月26日）http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf. p55ff.
- [8] 大倉健嗣. 公職選挙法等とメッセージングアプリ. 知っておきたいネット選挙運動のすべて（情報ネットワーク法学会編）, 2013, p89-90.
- [9] 湯浅壘道. インターネット選挙運動の解禁に関する諸問題. 情報セキュリティ総合科学, 2013, vol.5, p36-51.

正誤表

下記の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

訂正箇所	誤	正																																																																																																																																																																																								
1 ページ 欄外 註 1	情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY	公益財団法人笹川平和財団 安全保障研究グループ International Peace and Security Department, THE SASAKAWA PEACE FOUNDATION																																																																																																																																																																																								
1 ページ 表 1	<p style="text-align: center;">とるべき対策（現代の選挙介入に対する備え）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">とるべき対策</th> <th style="width: 10%;">予防</th> <th style="width: 10%;">極小化</th> <th style="width: 20%;">事後対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">政府がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙インフラに関するリスク評価と対策</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙介入に関する規範形成・宣言政策</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>中学校・高校でのリテラシー教育</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">国会がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙介入対策のための超党派委員会</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>公職選挙法改正等による選挙介入の規制</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>プラットフォームに対する規制</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">政党・政治団体等がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>候補者のサイバーセキュリティ改善</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>偽情報の検証機能の確立</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">有権者・国民がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>情報ソースの信頼性確認</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別の情報媒体やメディアについて知る</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	とるべき対策	予防	極小化	事後対応	政府がとるべき対策				選挙インフラに関するリスク評価と対策	✓			コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持		✓		選挙介入に関する規範形成・宣言政策	✓		✓	選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート	✓	✓		アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備			✓	中学校・高校でのリテラシー教育	✓			国会がとるべき対策				選挙介入対策のための超党派委員会	✓		✓	公職選挙法改正等による選挙介入の規制	✓		✓	プラットフォームに対する規制	✓	✓		政党・政治団体等がとるべき対策				候補者のサイバーセキュリティ改善	✓			政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善	✓			メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策				選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用	✓			偽情報の検証機能の確立	✓	✓		インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上	✓			有権者・国民がとるべき対策				情報ソースの信頼性確認	✓			個別の情報媒体やメディアについて知る	✓			【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼	✓			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">とるべき対策</th> <th style="width: 10%;">予防</th> <th style="width: 10%;">極小化</th> <th style="width: 10%;">事後対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">政府がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙インフラに関するリスク評価と対策</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙介入に関する規範形成・宣言政策</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>中学校・高校でのリテラシー教育</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">国会がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙介入対策のための超党派委員会</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>公職選挙法改正等による選挙介入の規制</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>プラットフォームに対する規制</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">政党・政治団体等がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>候補者のサイバーセキュリティ改善</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>偽情報の検証機能の確立</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">有権者・国民がとるべき対策</td> </tr> <tr> <td>情報ソースの信頼性確認</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別の情報媒体やメディアについて知る</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(川口・土屋 2019, 5p.)</p> <p>(※引用した表の解像度を適正なレベルに変更し、引用元を追記.)</p>	とるべき対策	予防	極小化	事後対応	政府がとるべき対策				選挙インフラに関するリスク評価と対策	✓			コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持		✓		選挙介入に関する規範形成・宣言政策	✓		✓	選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート	✓	✓		アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備			✓	中学校・高校でのリテラシー教育	✓			国会がとるべき対策				選挙介入対策のための超党派委員会	✓		✓	公職選挙法改正等による選挙介入の規制	✓		✓	プラットフォームに対する規制	✓	✓		政党・政治団体等がとるべき対策				候補者のサイバーセキュリティ改善	✓			政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善	✓			メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策				選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用	✓			偽情報の検証機能の確立	✓	✓		インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上	✓			有権者・国民がとるべき対策				情報ソースの信頼性確認	✓			個別の情報媒体やメディアについて知る	✓			【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼	✓		
とるべき対策	予防	極小化	事後対応																																																																																																																																																																																							
政府がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙インフラに関するリスク評価と対策	✓																																																																																																																																																																																									
コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持		✓																																																																																																																																																																																								
選挙介入に関する規範形成・宣言政策	✓		✓																																																																																																																																																																																							
選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート	✓	✓																																																																																																																																																																																								
アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備			✓																																																																																																																																																																																							
中学校・高校でのリテラシー教育	✓																																																																																																																																																																																									
国会がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙介入対策のための超党派委員会	✓		✓																																																																																																																																																																																							
公職選挙法改正等による選挙介入の規制	✓		✓																																																																																																																																																																																							
プラットフォームに対する規制	✓	✓																																																																																																																																																																																								
政党・政治団体等がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
候補者のサイバーセキュリティ改善	✓																																																																																																																																																																																									
政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善	✓																																																																																																																																																																																									
メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用	✓																																																																																																																																																																																									
偽情報の検証機能の確立	✓	✓																																																																																																																																																																																								
インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上	✓																																																																																																																																																																																									
有権者・国民がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
情報ソースの信頼性確認	✓																																																																																																																																																																																									
個別の情報媒体やメディアについて知る	✓																																																																																																																																																																																									
【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼	✓																																																																																																																																																																																									
とるべき対策	予防	極小化	事後対応																																																																																																																																																																																							
政府がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙インフラに関するリスク評価と対策	✓																																																																																																																																																																																									
コンティンジェンシープラン（オフライン投票）の策定・維持		✓																																																																																																																																																																																								
選挙介入に関する規範形成・宣言政策	✓		✓																																																																																																																																																																																							
選挙介入の検知能力の向上、有権者および候補者等へのアラート	✓	✓																																																																																																																																																																																								
アトリビューション能力の向上と制裁オプションの整備			✓																																																																																																																																																																																							
中学校・高校でのリテラシー教育	✓																																																																																																																																																																																									
国会がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙介入対策のための超党派委員会	✓		✓																																																																																																																																																																																							
公職選挙法改正等による選挙介入の規制	✓		✓																																																																																																																																																																																							
プラットフォームに対する規制	✓	✓																																																																																																																																																																																								
政党・政治団体等がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
候補者のサイバーセキュリティ改善	✓																																																																																																																																																																																									
政党・政治団体等のサイバーセキュリティ改善	✓																																																																																																																																																																																									
メディア・SNS プラットフォーマー等がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
選挙介入・偽情報に関する明確な用語・用法の使用	✓																																																																																																																																																																																									
偽情報の検証機能の確立	✓	✓																																																																																																																																																																																								
インターネット上の選挙介入対策、オンライン上の透明性向上	✓																																																																																																																																																																																									
有権者・国民がとるべき対策																																																																																																																																																																																										
情報ソースの信頼性確認	✓																																																																																																																																																																																									
個別の情報媒体やメディアについて知る	✓																																																																																																																																																																																									
【非推奨】ファクトチェック機関への全面的信頼	✓																																																																																																																																																																																									
2 ページ 1段 20行 目	自身の修士論文において	自身の修士論文[10]において																																																																																																																																																																																								

2 ページ
表 2

本改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること／できないこと	政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動	○	○	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）	×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動 ^{※4}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○ ^{※6}
有料インターネット広告	×	×	×
選挙運動用の広告	○	×	×
選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	×	×	×
挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。
 ※2 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。
 ※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。
 ※4 「落選運動」については、問18の脚注参照。
 ※5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。
 ※6 現行どおり、規制されない。

本改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること／できないこと	政党等	候補者	候補者・政党等以外の者	
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター等） ^{※1}	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ^{※3}	△ ^{※3}	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）	×	×	×	
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動 ^{※4}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}	
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。
 ※2 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。
 ※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。
 ※4 「落選運動」については、問18の脚注参照。
 ※5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。
 ※6 現行どおり、規制されない。

(※引用した表の解像度を適正なレベルに変更.)

7 ページ
2段 14行
目

サイバーセキュリティ体制

サイバーセキュリティ体制

7 ページ
参考文献

[1] 湯浅壘道. デジタルゲリマンダの法規制の可能性. 情報処理, 1999, vol. 58, no. 12, 4p

[1] 湯浅壘道. デジタルゲリマンダの法規制の可能性. 情報処理, 2017, vol. 58, no. 12, 4p

7 ページ
参考文献

[3] 川口貴久・土屋大洋. 現代の選挙介入と日本での備え:サイバー攻撃とSNS 上の影響工作が変える選挙介入. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社.

[3] 川口貴久・土屋大洋. 現代の選挙介入と日本での備え:サイバー攻撃とSNS 上の影響工作が変える選挙介入. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社. 2019, <https://www.tokiorisk.co.jp/service/politics/rispr/pdf/pdf-rispr-01.pdf?fbclid=IwAR3xAXyHPs6zGYfDVshWAehNU9gocoidhEQSlFismRH-N6d139Xr4XvYn0w>, 5p.

7 ページ 参考文献	(追記)	[10]長迫智子. デジタル・ゲリマンダーの事例研究とその法的課題への一考察. 2019, 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科修士論文(未公刊).
---------------	------	--